

70 歳未満の自己負担限度額の変更について

平成 27 年 1 月診療分から、70 歳未満の方の高額療養費の所得区分が細分化され、自己負担限度額が以下のとおり変更になりました。

平成 26 年 12 月診療分まで			平成 27 年 1 月診療分から		
適用区分 (※2)	世帯の基準 総所得金額 (※1)	自己負担限度額	適用 区分 (※2)	世帯の基準 総所得金額 (※1)	自己負担限度額
A 上位所得者	600万円超	150,000円 (医療費が500,000円を 超えた場合は超えた分の 1%を加算します。) (4回目以降 83,400円)	ア	901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を 超えた場合は超えた分の 1%を加算します。) (4回目以降 140,100円)
			イ	901万円以下 600万円超	167,400円 (医療費が558,000円を 超えた場合は超えた分の 1%を加算します。) (4回目以降 93,000円)
B 一般所得者	600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を 超えた場合は超えた分の 1%を加算します。) (4回目以降 44,400円)	ウ	600万円以下 210万円超	80,100円 (医療費が267,000円を 超えた場合は超えた分の 1%を加算します。) (4回目以降 44,400円)
			エ	210万円以下	57,600円 (4回目以降 44,400円)
C 市県民税非課税世帯(※3)		35,400円 (4回目以降 24,600円)	オ	市県民税非課税 世帯(※3)	35,400円 (4回目以降 24,600円)

※1 国民健康保険に加入されている方の、それぞれの総所得金額等から33万円を差し引いたものが
基準総所得金額となり、その合計額が世帯の基準総所得金額です。

※2 適用区分は、限度額適用認定証に記載されるものです。

※3 市県民税非課税世帯とは、世帯主の方と国民健康保険に加入されている方全員が市県民税非課税の世帯です。